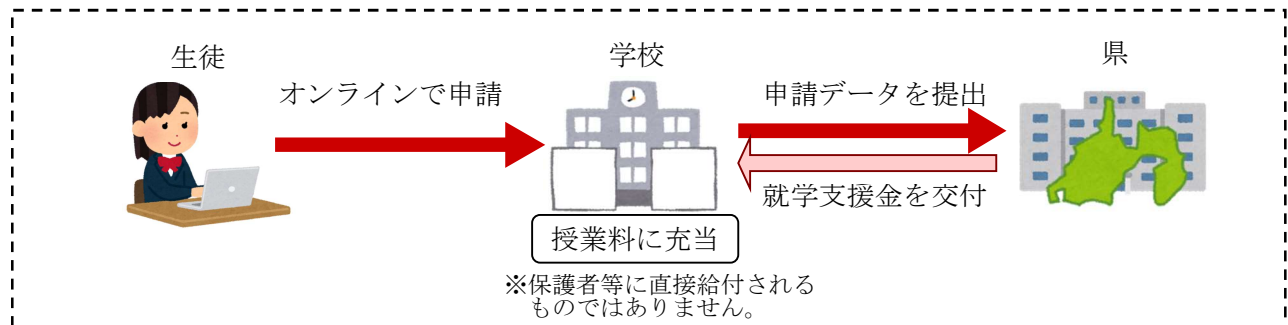


高等学校等就学支援金の申請手続きについて

(1) 「高等学校等就学支援金」とは・・・

保護者等の所得金額が一定額未満の世帯に対し、国が生徒に変わり高等学校等の授業料を負担する「授業料の実質無償化制度」です。支給対象になる、ならないにかかわらず、全員が申請する必要があります。

<支給イメージ>



※就学支援金の支給対象となった場合も、授業料以外の校納金（修学旅行積立金等）についてはお支払いいただく必要があります。

(2) 対象となる要件とは？

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は終了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で 36 月（定時制課程・通信制課程は 48 月）を超えていないこと。
- ④ 保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額」が 304,200 円未満※の世帯であること。
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算する。

- 市町村民税の「課税標準額」及び「調整控除の額（市町村によっては「税額控除額）」の確認方法
課税証明書や、政府が運営するオンラインサービスの「マイナポータル」を活用して、課税標準額等を確認することができます。

<対象者の年収目安は**年収 910 万円程度未満**です>

※ 家族構成が父・母・高校生(16 歳以上)1 人・中学生 1 人で、保護者のうちどちらか一方のみが働いている世帯の場合の目安です。
あくまで目安であり、扶養人数や各種控除等によって変動があります。



県内公立高校では毎年約 80%の生徒が
就学支援金の認定を受けています！

(3) 所得制限により支給対象外となったらどうなる？

年収約 910 万円以上世帯を対象とした「**高校生等臨時支援金**」が支給される可能性がありますので、就学支援金と同時に申請してください。

ただし、就学支援金・臨時支援金を申請しなかった方は、以下のとおり授業料を負担していただきます。

期別	徴収日	徴収対象月	金額
1 期	7 月 3 1 日	4 月 ～ 6 月分	29,700 円
2 期	1 0 月 3 1 日	7 月 ～ 11 月分	49,500 円
3 期	1 月 3 1 日	12 月 ～ 3 月分	39,600 円

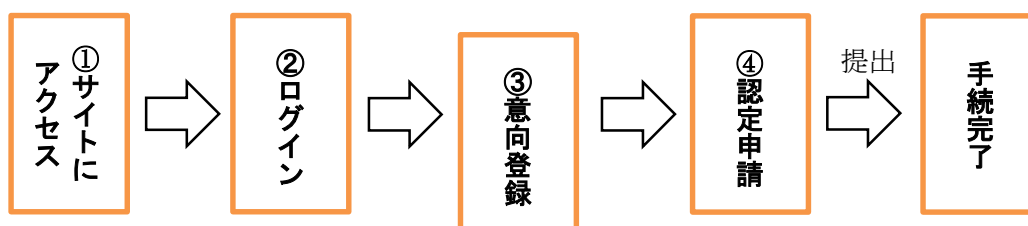
(4) 申請期限と申請方法等

ア. 申請期限 **令和 7 年 7 月 9 日 (水)**

注意：期限を過ぎると授業料を負担していただく場合があります。

イ. 申請方法 **オンライン申請** (紙を希望の方は事務室に御相談ください)

<申請の流れ>



① サイト (e-Shien) にアクセス

以下の URL 又は右の QR コードよりアクセスします。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



申請はこちらから

② ログイン

ログイン ID・パスワードは学校から配布されます。

入力を 5 回誤るとアカウントがロックされます。ロックされた場合は学校事務室まで御連絡ください。

③ 意向登録 (全員必須登録)

全員「**意向あり**」として登録してください。

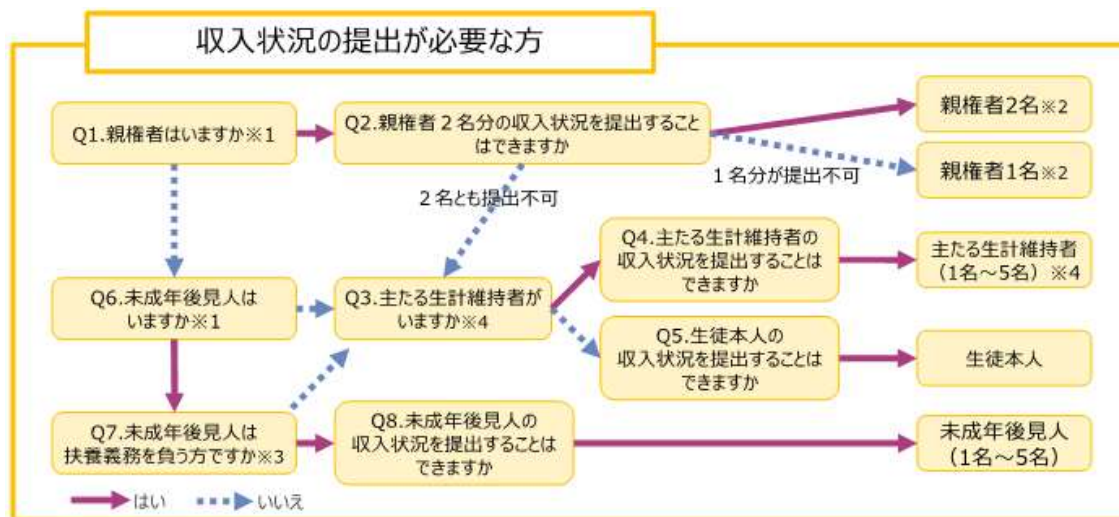
「意向なし」とした場合、授業料をお支払いいただきます。

④ 認定申請 (受給希望者のみ)

生徒情報、学校情報等を確認・入力してください。

保護者等情報は、収入状況 (個人番号又は課税情報等) の提出が必要な保護者等全員分の入力が必要です。

収入状況の提出が必要な方の判断は、次ページのフロー図を御参照ください。



- ※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。
- ※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード（写）等の提出が不要となる場合があります。詳細は、学校に御相談ください。
- ・失踪やDV等のやむを得ない理由により個人番号等の情報提供を受けることが困難な場合
 - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
- ※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時は未成年だった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

（５） オンライン申請における収入状況の提出方法

オンライン申請における収入状況の提出方法は以下①～③のとおりです。

なお、提出いただいた個人番号は授業料無償化のための審査事務にのみ利用します。

① 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

個人番号カードを利用してマイナポータルから保護者等の課税情報を提出いただけます。入学時のほか、毎年7月に課税情報を再取得いただく必要があります。

② 【推奨】個人番号を入力する

e-shien の申請画面に保護者等の個人番号を入力いただきます。一度入力いただければ、毎年7月に個人番号を再入力いただく必要はありません。

ただし、生徒本人の個人番号を提出する場合は③による方法としてください。

③ システム外で個人番号カードの写し等を提出（課税証明書等提出の方はこちら）

個人番号カードの写し等を紙で提出する場合は、専用の貼付台紙がありますので、事務室までお申し出ください。（原則①又は②の方法で提出してください。）

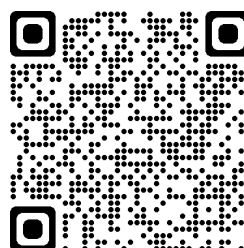
課税証明書等による審査を希望する方は、証明書類を事務室に提出してください。

（６） オンライン申請システム（e-Shien）の操作方法について

申請者向け利用マニュアル及びチャットボットを御利用ください。マニュアルは申請画面の右上のヘルプからも確認することが可能です。



e-Shien マニュアル



e-Shien チャットボット

(7) 補足事項

- ① 申請日は7月1日以降としてください。
- ② 認定結果は10月上旬頃に通知します。e-Shien の画面からも確認可能です。
臨時支援金の認定結果は、10月上旬以降になる場合があります。
- ③ 離婚・再婚等により保護者情報が変更となった場合は、就学支援金認定内容の変更が必要となるため、すみやかに事務室へ連絡してください。
- ④ 収入の修正申告や税額の更正決定等により課税標準額や調整控除の額が変更された場合は、市町村から発出される地方住民税の変更がわかる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に申請することで、遡及審査（再審査）が可能となります。審査を希望する場合は、学校事務室に届け出てください。

(8) 家計急変世帯への支援

就学支援金が所得制限超過により支給対象とならない場合であっても、保護者等が急な失職・倒産等の状況にあり、直近の世帯の収入が年収590万円未満相当まで減少した場合は、授業料の支援を受けられる場合があります。

該当すると思われる場合は、事務室に御相談ください。

(9) 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間（全日制36月、定時制・通信制48月）の経過後も、保護者の所得が就学支援金制度と同様に、所得制限額未満の場合には一定期間（最大24月）支援金を支給します。

該当すると思われる場合は、事務室に御相談ください。

(10) その他

御不明な点につきましては、事務室（電話番号：053-434-4401）へお問い合わせください。